

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案 要綱

所得税法等の一部を改正する法律案附則第 108 条の検討規定に、平成 25 年度中に検討を加えるべき事項として、次の事項を追加すること。 (附則第 108 条関係)

- 一 最高税率の水準を含む所得税の税率構造全体の在り方について、税負担の累増感の解消を図るため、税率の累進度を緩和すること等により簡素なものとすることを含め、検討すること。
- 二 相続税について、格差の固定化を防止する観点から、課税標準とされるべきものの範囲、税率構造等の更なる見直しを行うこと。